

平成八年(行)第二二六号 在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事件

補 正 命 令

原 告

外 五二名

被 告 国

主 文

右当事者間の頭書事件について、原告らに対し、本命令送達の日から三〇日以内に、訴え提起の手数料として一九万九一〇〇円を納付することを命ずる。

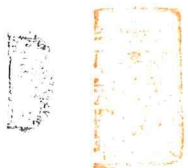
理 由

一 本件訴えは、三か月以上引き続き日本国外に居住し、住民基本台帳に記録されていがないため、公職選挙法の規定により衆議員議員及び参議院議員の各選挙権

を行使できない原告らが、同法はすべての国民に普通選挙を保障した憲法等に違反するとして、同法の違法確認（請求の趣旨第一項）及び平成八年一〇月二〇日に行われた衆議院選挙で投票できなかったことによる慰籍料としての原告一人当たり各金五万円の損害賠償（請求の趣旨第二項）を求めているものである。

二 ところで、本件訴えにおける原告らの右違法確認の請求の根拠としては、原告ら各人が有する選挙権が主張されているものと解されるから、その違法確認によって原告らが得ることとなるべき利益は、個々の原告ごとに別個独立に存在するものというべきことになる。

また、本件訴えがいわゆる必要的共同訴訟となるものではないことからすれば、本件訴え提起に係る手数料の算定に当たっては、各原告ごとの訴訟の目的の価額を合算すべきこととなる。



三 これに対し、原告らは、本件訴えのように、数個の請求をもって主張する非財産的利益が全請求について共通であつて、それぞれ独立したものと認められないようなときは、例外的にこれを一個の請求と同様のものとみて、訴額も合算しないこととするのが相当であると主張する。

しかし、地方自治法二四二条の二所定の住民訴訟のように、法が特に認めた客観訴訟であれば格別、本件訴えが、選挙権を行使することができない不利益という原告各自の不利益の救済を求める主観訴訟として提起されている以上、その請求の根拠は原告ら各人の権利利益に求めざるを得ないし、その理は、原告らが本件訴えを通じて究極的には公職選挙法の改正その他の措置を求めることを目的としていたとしても異なるところはないから、原告らの右主張を採用することはできない。

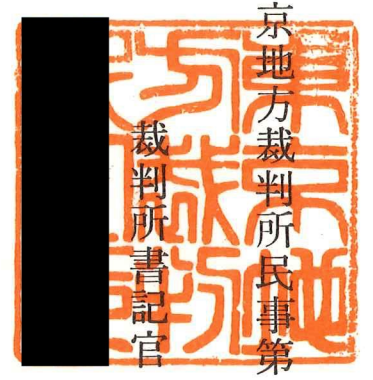
四 そして、原告らの被告に対する違法確認請求は非財産権上の請求に該当するものとして、その訴訟の目的の価額は民事訴訟費用等に関する法律四条二項に基づき九五万円と解されるので、本件訴えにおける各原告の訴訟の目的物の価額は右九五万円（右損害賠償に係る訴訟の目的の価額五万円との関係では、同法四条三項の規定の適用があるものとして処理することとする。）となる。ところ、本件訴えにおいては、原告ら五三名が一個の訴えをもって右の各請求をしているから、その訴訟の目的の価額は合計五〇三五万円となり、右の価額に応じた訴え提起の手数料の額は二万九六〇〇円となる。

五 以上のとおりであるから、原告らに対し、既に納付済みの二万〇五〇〇円を除いた一九万九一〇〇円の納付を命ずることとする。

右は正本である。

平成九年一月八日

東京地方裁判所民事第二部



阪本真理



最高裁印 一三号

平成九年一月八日

東京地方裁判所民事第二部

裁判長裁判官

富

越

和

